

「福井女子中学生殺人事件」再審無罪判決と再審法改正に関する会長声明

本年7月18日、名古屋高等裁判所金沢支部（増田啓祐裁判長）は、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」について、前川彰司氏（以下「前川氏」という。）に対し、再審無罪判決（検察官控訴に対する棄却判決）を言い渡した（以下「本判決」という。）。

本件は、1986年（昭和61年）3月、福井市内で女子中学生が殺害された事件である。前川氏は、事件発生1年後に逮捕されたが、その犯人性を基礎づける客観的な証拠はなく、逮捕以来現在に至るまで一貫して無罪を主張している。

1990年（平成2年）9月26日、確定審第一審（福井地方裁判所）は、変遷を重ねる関係者らの供述の信用性を否定し、殺人については無罪の判決を言い渡した。ところが、確定審控訴審（名古屋高裁金沢支部）は、控訴審でも変遷した関係者らの供述が「大筋で一致」するとしてその信用性を認め、1995年（平成7年）2月9日、逆転有罪判決（懲役7年）を言い渡し、この有罪判決が最高裁で確定した。

2004年（平成16年）7月15日、前川氏は、第1次再審請求を申し立てた。再審請求審（名古屋高裁金沢支部）において関係者らの供述調書の一部などが開示された結果、関係者らの供述の著しい変遷がより一層明らかになり、2011年（平成23年）11月30日、関係者らの供述の信用性が否定され再審開始決定がなされた。ところが、再審異議審（名古屋高裁）は、2013年（平成25年）3月6日、新証拠はいずれも旧証拠の証明力を減殺しないとして再審開始決定を取り消し、この判断は特別抗告審でも維持された。

2022年（令和4年）10月14日、前川氏は第2次再審請求を申し立てた。再審請求審（名古屋高裁金沢支部）では、裁判所の積極的な訴訟指揮により検察官より新たな証拠287点が開示され、主要関係者の証人尋問も実施された結果、2024年（令和6年）10月23日、名古屋高裁金沢支部は、捜査機関が関係者に誘導等の不当な働きかけを行って関係者らの供述が形成された具体的かつ合理的な疑いがあるとして、関係者らの供述の信用性を改めて否定し、再審開始決定をした。

検察官が異議申立てを断念したことから、この再審開始決定が確定した。

これを受け、本年3月6日、名古屋高等裁判所金沢支部にて、前川氏に対する第1回再審公判が開かれ、再審請求審にて提出された証拠以外の新たな証拠の請求、取調べはなく、弁護人と検察官の弁論が行われ、即日結審した。

本判決は、改めて関係者供述の信用性を否定し、前川氏に対する第一審の無罪判決を維持し、検察官の控訴を棄却した。本判決は、裁判所が過去の裁判の誤りを正し、自ら正義の回復を図ったものとして、当会はこれを高く評価する。

他方、検察官は、確定審以来、証拠開示について消極的な姿勢に終始し、再審開始決定に対する異議申立てを断念し、さらには再審請求審にて提出した以上の新たな証拠調べを請求していないにもかかわらず、再審公判において有罪の弁論を維持した。この検察官の態度は、事案の解明と冤罪被害者の救済を阻むものであり、公益の代表者としてあるまじき、不誠実なものである。

当会は、検察官に対し、本判決を真摯に受け止め、上訴権を速やかに放棄し、無罪判決を確定させるよう強く要請する。

当会は、2023年（令和5年）9月8日、国に対し、再審の規定に関し、再審請求事件における証拠開示制度の法制化、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止、再審請求手続における諸手続規定の整備を骨子とする法改正を速やかに行うよう求める総会決議を行った。

本年6月18日、衆議院に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（以下「再審法改正法案」という。）が提出され、衆議院法務委員会に付託され、第217回国会において実現はしなかったものの、閉会中審査となっている。

当会は、今秋にも予定されている臨時国会において再審法改正法案が審議され、可決・成立することを引き続き求めるとともに、今後、無辜の市民が罰せられることのないよう、人権擁護と社会正義の実現に全力を尽くす所存である。

2025年（令和7年）7月24日

長崎県弁護士会
会長 岡田 雄一郎